

1 いじめ防止対策推進法

スクールサイン

ひとりで悩む仲間を
ひとりでも助けるために

使い方を確認する

入力の前に個人情報の取り扱いについて確認し、同意のチェックを入れてください

[個人情報の取り扱いについて](#)

個人情報の取り扱いについて同意します

学校に伝える

あなたの相談を待っています！

じかん こども エスオーエス

24時間子供SOSダイヤル

なやみいおう
0120-0-78310
(通話料金無料)

いじめ相談(メール) no-ijime@pref.oita.lg.jp

24時間電話・電子メールで受付
匿名で(名前を言わずに)相談できます。
保護者の方も相談できます。

ひとりで悩まずに、まずは相談しよう！

- 学校での友人関係のこと
- 勉強のこと、進路のこと
- 家族のこと、先生のこと
- その他様々な不安や悩み、心配なこと

大分県教育委員会(学校安全・安心支援課)



(1) いじめ防止対策推進法の目的

ポイント

児童生徒個人の尊厳を保持する

第1条(目的)

いじめ防止対策推進法

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、(以下略)

子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、学校のいじめ基本方針や「何のためにいじめ防止や早期対応に取り組むのか」といったことを校内研修等で共通理解を図ることが必要

➡ 子どもを守り「豊かな人間性を育む」学校へ

チェック

学校のいじめ防止に向けて、教職員で毎年確認すべき点

- 学校いじめ基本方針の再点検と確認
- 教育課程に位置付けた計画的な未然防止
- 速やかに情報共有され、対応できる体制づくり



(2) いじめの定義

ポイント

児童生徒の感じる被害性に着目する



いじめ防止対策推進法

第2条(定義)

この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

チェック

いじめの定義について、全教職員の正確な共通理解が不可欠

- 個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、児童生徒の立場に立つことが必要。
- 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が、限定して解釈されることのないよう努めること。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

平成29年3月基本方針の改定

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か判断する。

(3) 学校いじめ対策委員会について

ポイント

いじめの情報共有は、個々の先生方の責任追及ではなく、気づきを共有し、早期対応につなげることが目的です

第13条(学校いじめ防止基本方針)

いじめ防止対策推進法

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、**当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。**

必置

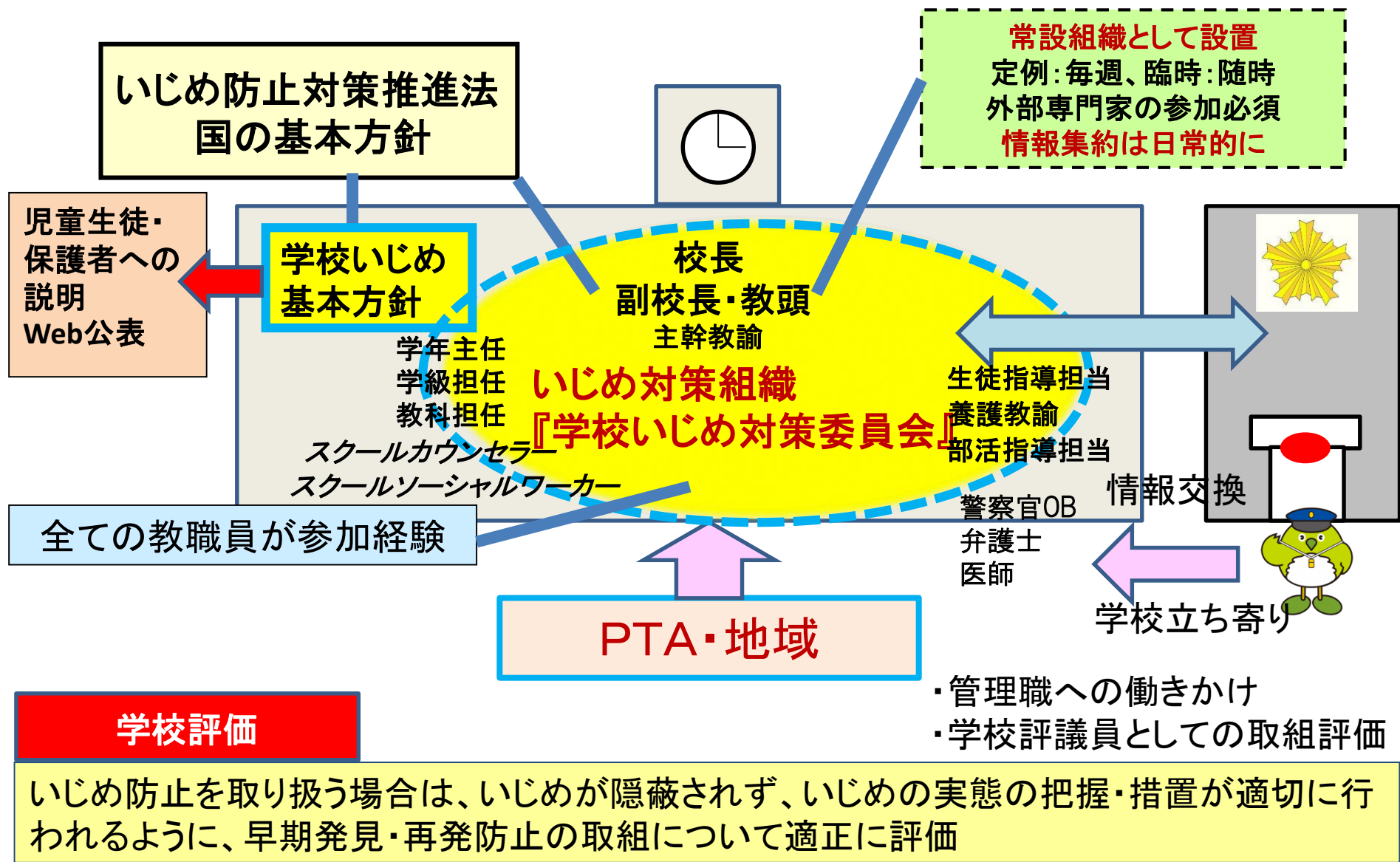
第22条(学校におけるいじめの防止等のための組織)

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、**当該学校の複数の教職員**、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の**対策のための組織**を置くものとする。

チェック

- 学校いじめ対策委員会の構成メンバー
- 学校いじめ防止基本方針の内容

『学校いじめ対策委員会』 組織的に対応する学校のイメージ



- ・管理職への働きかけ
- ・学校評議員としての取組評価

(4) 社会通念上のいじめと法的ないじめを区別する

ポイント 法的ないじめの解釈では、意図せずに行った行為でもいじめに該当する場合がある

法的ないじめに該当する場合がある

行為の故意性・意図性		実際の言動	対応
①	好意で行った言動	発言が苦手な生徒に、「〇〇さんも意見を言いなよ！」と強く促した。	親切さを十分に認めた上で、発言が苦手な生徒の気持ちについて、一緒に考える。
②	意図せずに行った言動	体育大会でリレーでバトンを落とした生徒に「何やってんだ！」と怒鳴った。	何気ない言葉が相手を傷つけることもあることを丁寧に諭す。
③	衝動的に行った言動	うっかりぶつかった生徒に「死ねよ！」と言い、にらんだ。	絶対に使ってはいけない言葉について指導する。
④	故意で行った言動	運動の苦手な生徒に、「あなたのせいで負けたの分かってるの！」と問い詰めた。	発言の背景となっている思いを聞き取った上で、他人の失敗を責めることの問題について理解させる。
③	衝動的に行った言動	うっかりぶつかった生徒に対して、その場で殴りかかった。	暴力は絶対に許されないことを指導するとともに、カッとなったときの対処方法を身につけさせる。
④	故意で行った言動	部活動の試合でプレーミスをし、負けたお詫びに、メンバー全員に1,000円ずつ払うように強要した。	(警察や児童相談所等と連携して) 厳しい指導を行い、直ちに行為をやめさせる。

犯罪行為に該当

(参考)東京都教育委員会「いじめ総合対策」(実践プログラム編)資料

(5) 積極的な認知の必要性

ポイント

アンケートで実態把握、面談でパイプづくり

なぜ、積極的な認知が必要か？

- ・「気づき」や「認知」がなければ対応のスタートラインに立てない。
- ・早期発見し、事態が進行し悪化しないうちに早期解決を図ることが重要。
- ・軽微と捉えがちな行為が積み重なって、重大事態に発展することが多い。
(「冷やかし・からかい等」から重大事態となったもの・・・78%) ※総務省調査

ほとんどの児童生徒は、いじめの被害経験はもちろんのこと、
同じように加害経験を持っている。



チェック ✓

無記名アンケートや個人面談を「発見」や「防止」につなげる

- 深刻ないじめは、被害者がその事実を他人には言えない方法や内容で行われる。
「記名式アンケート」では、そうした答えにくい事実を把握できない。
- 学校独自の簡単なアンケートを定期的に実施することが大事。
- 全員への担任やスクールカウンセラー等との個人面談は、アンケートに比べ安心感を与える。